# デジタル時代の事件報道に関する法的問題



東京大学准教授 宍戸常寿

- I. はじめに
- Ⅱ. 事件報道と名誉毀損
  - 1 相当性の法理と事件報道
  - 2 事件報道と実名報道
- Ⅲ、前科の公表
  - 1 ノンフィクション「逆転」事件判決
  - 2 検討
- Ⅳ. 事件報道に対するデジタル化の影響
  - 1 デジタルデータの特性
  - 2 "Web2.0"における地理・空間の相対化
- ▼. 事件報道とインターネット上での記事 配信
  - 1 事件報道のあり方
  - 2 ネット上での記事配信
- Ⅵ. デジタル化と記事データベース
  - 1 記事データベースの性格
  - 2 事件報道のデータベース上での取り扱い

#### I. はじめに

インターネットの普及とデジタル化の進展によって、名誉・プライヴァシーに関する伝統的な法理は、様々な角度から再検討を迫られている。本稿では、報道の自由と人格権の調整という古典的論点の変容について、従来の法理を参考に、今後どのような対応がマスメディアに求められるのか、考えてみることにしたい。

日本新聞協会の「新聞・通信社の電子・電波メディア現況調査」(2011)によると、2010年には有料の電子新聞サービスが本格的に開始されるとともに、新聞協会加盟新聞・通信110社のうち34社が、ウェブ上で配信している記事にソーシャルブックマークを付す、「つぶやく」(twitter)、「いいね!」(facebook)ボタンによって記事を共有する等、ソーシャルメディアに対応するサービスを提供するようになっている。また、記事データベース提供事業には既に56社が参入している1)。

しかし、このようにマスメディアがデジタル事業へ進出することによって、報道による 直接的侵害とは別に、事件報道に接した一般 ユーザ自らが直接知っている関連情報を発信 したり、容疑者の親族関係・住所等の個人情

<sup>1)</sup> 新聞協会企画開発部企画開発担当「2011 年新聞・通信社の電子・電波メディア現況調査 有料コンテンツ さらに発展——各社が電子版を創刊」新聞研究 718 号 78 頁 (2011)。

報を検索・調査して公開したりといった、ネット上でのいわば2次被害、3次被害を誘発するような事態も生じている。こうした人格権侵害の法的責任を第一次的に負うのはもちろん当該表現者であるが、そのきっかけとなったマスメディアの報道は、ただ利用されただけであって被害の拡大とは無縁と言い切れるか、少なくとも倫理的責任を追及される余地はないであろうか。

こうした観点から、実名報道や前科の公表を含む事件報道のあり方、ネット上での記事配信や記事データベースのあり方について問題の所在を検討してみようというのが、本稿の目的である。前科の公表は特殊な態様とはいえ人格権侵害一般を考える上でのパラダイムたり得るし、また、記事データベースの問題も報道界の取り組みに蓄積のある分野であるから<sup>20</sup>、デジタル時代の人格権侵害とそれへの対応を考える出発点としては、適切であるように思われる。

#### Ⅱ. 事件報道と名誉毀損

#### 1 相当性の法理と事件報道

議論の出発点として、犯罪報道と不法行為の関係を簡単に整理しておきたい<sup>3)</sup>。まず、人の社会的評価を表現活動によって低下させることは名誉毀損に当たるが、刑法 230条の2は「前条第1項の行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認める場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない。」と定め(1項)、さらに「前項の規定の適用については、公訴が提起されるに至っていない人の犯罪行為に関する事実は、公共の利害に関する事実とみ

なす。」(2項) としており、この尺度は民事法でも適用される。

さらに、最判昭和41年6月23日民集20 巻 5 号 1118 頁 <sup>4)</sup> 以降の判例により、「もし、 右事実が真実であることが証明されなくて も、その行為者においてその事実を真実と信 ずるについて相当の理由があるときには、右 行為には故意もしくは過失がなく、結局、不 法行為は成立しない」という相当性の法理が 確立している。民事裁判における同法理の適 用に関する一般的な指針としては、報道機関 が特別の調査権限を有していない反面、報道 の迅速性が要請されることから、裏付け資料 に高度の確実性は要求できず,報道機関をし て一応真実であると思わせるだけの合理的な 資料または根拠があることをもって免責を認 めるべきだとした裁判例(東京高判昭和53 年9月28日判時915号62頁)がある。この 指針は報道の自由に十分配慮しており, 正当 なものといえよう<sup>5)</sup>。

事件報道に関する裁判例では、最判昭和47 年11月16日民集26巻9号1633頁が、捜査 当局が公に発表していない段階で捜査の進展 を報道したというケースで,「更に慎重に裏 付取材をすべきであつた」として、相当の理 由を認めていない<sup>6)</sup>。これに対して東京地判 平成2年3月23日判時1373号73頁は、警 察の逮捕の実名報道について結果的に被疑事 実が成立しなかったというケースに関わるも のであるが、「犯罪捜査にあたる警察署の捜 査官が、捜査結果に基づいて判明した被疑事 実を記者発表の場などで公にしたような場合 には、その発表内容に疑問を生じさせるよう な事情がある場合は格別, そうでない限り は、当該事実を真実と信じたとしても相当な 理由があるというべきである」としている。

こうしてみると、相当性の法理の運用が、

<sup>2)</sup> 堀部政男「判批」ジュリ 1053 号 85 頁, 87 頁参照 (1994)。報道界の取り組みについては、個人情報保護と取材・報道研究会「記事データベースと個人情報保護をめぐって――今後も求められる自主的な対応策」新聞研究 580 号 21 頁 (1999)、「【特集】最新データベース事情」新聞研究 681 号 10 頁参照 (2008)。

<sup>3)</sup> 文献は数多いが、まず成田喜達「犯罪報道と名誉毀損」竹田稔=堀部政男編『新・裁判実務大系9 名誉・プライバシー保護関係訴訟法』11 頁参照 (青林書院, 2001)。

<sup>4)</sup> まず淡路剛久「判批」メディア判例百選50頁参照(2005)。

<sup>5)</sup> 竹田稔『プライバシー侵害と民事責任〔増補改訂版〕』304 頁参照(判例時報社, 1998)。

<sup>6)</sup> 尾島茂樹「判批」前掲注 4)54 頁参照。

事件報道の力点は容疑者逮捕の瞬間にある, という想定に基づくことに気づかされる。世間一般の受け止め方としても,裁判所による 有罪・無罪の認定よりも「逮捕された」とい う事実により重きを置く傾向があるが,その ことと相互作用する形で,逮捕に最大の報道 価値(ニュースバリュー)を認める「逮捕時 中心主義」が現在の報道現場でもなお通用している。そして逮捕された容疑者が,後の明で無罪判決を勝ち取ったりしても,逮捕時の報道に警察の発表を理由に「相当の理由」が認められるという形で,マスメディアにも の、と見ることができる。

#### 2 事件報道と実名報道

刑法230条の2第2項が「公共の利害に関 する事実」として認めているとおり、事件報 道には公共的性格があるものと考えられてい る。日本新聞協会「裁判員制度開始にあたっ ての取材・報道指針」(2008)<sup>7)</sup>等によれば、 その理由としては、①真実解明機能、②犯罪 再発の防止機能, ③被害の予防機能, ④社会 的関心の充足機能, ⑤捜査・裁判権力の監視 機能等が挙げられている。なるほど、殺人犯 が逃亡中であるというような事態や、振り込 み詐欺事件等のことを考えると, ②③の機能 があるということは確かであろう。しかしそ れは個々の事件報道に即して語り得るもので あって、全体としての事件報道が直ちにこう した諸機能を果たしているとは限らない。 個々の事件の性格や報道の内容を問わず、い かなる事件報道でも公共的なものとして人権 侵害が容認されるはずもないことは, 当然で ある。

また従来,事件報道は実名報道が原則であるとされてきた<sup>8</sup>。実名を挙げて報道することで読者や視聴者に対する事実の訴求力が異

なること、実名報道が権力の追及につながること、被害者の中にも実名で訴えたい人もいること、実名で取り上げることが人間の尊厳につながるのであって匿名化は逆に尊厳を奪うこと等の事情が、実名報道原則を支える理由として挙げられている<sup>9)</sup>。これらの理由はいずれも、上述した事件報道の公共性一般と重なるところが大きいが、とりわけ実名で真実に迫ることによって報道機関と事件の間に緊張感をもたらすことが、実名報道の固有の意義と考えられる。

こうした実名報道原則の意義は、裁判例でも承認されている。書類送検の事実を容疑者の実名しかも呼び捨てで報道したことの責任が争われた「呼び捨て訴訟」で、名古屋高判平成2年12月13日判時1381号51頁は、「報道における被疑者の特定は、犯罪ニュースの基本的要素であって、犯罪事実自体と並んで公共の重要な関心事である」と認め、その特定の方法・程度は「犯罪事実の態様、程度及び被疑者の社会的地位、特質(公人たる性格を有しているか)、被害者側の被害の心情、読者の意識、感情等を比較考量し、かつ、人権の尊重と報道の自由ないし、知る権利の擁護とのバランスを勘案しつつ、慎重に決定していくほかない」と述べていた。

これに対して最近では、実名報道に対する 批判も高まっており、その一例を福岡高裁那 覇支判平成20年10月28日判時2035号48 頁に垣間見ることができる。このケースは、 中学校教員が少女とみだらな行為をしたとし て逮捕されたことが実名報道されたというも のである。裁判所は、実名報道それ自体につ いては名誉毀損を認めなかったにもかかわら ず、次のように指摘している。

「逮捕された事実が一度実名で報道される と、後に、その事実について無実であったこ とが判明し、あるいは、起訴されずに手続が 終了したような場合に、事後的に名誉を回復 することは極めて困難であるから、このよう

<sup>7)</sup> http://www.pressnet.or.jp/statement/report/080116\_8.html, 2011年7月27日最終閲覧。

<sup>8)</sup> この問題については竹田・前掲注 5)325 頁以下, 喜多村治雄「実名報道と人格権侵害」竹田=堀部編・前掲注 3)326 頁参照。

<sup>9)</sup> 日本新聞協会編集委員会『実名と報道』44 頁以下(2006)。

な観点からすれば、逮捕された事実を報道しておきながら、その後の手続経過(控訴人が本件被疑事件について起訴猶予処分とされた事実など…【中略】…)については、もはやニュースバリューがないとしてこれを報道しないという姿勢にも、報道機関の在り方として考えるべき点があるように思われる」。

一般に重大事件の場合には、取材が逮捕時で止むことはなく、判決が出るまで後追い報道がなされるため、無罪判決が報道されることをまだしも期待することができよう。しかし、窃盗・痴漢等の「軽微」な事件報道による人権侵害の問題はこれまで看過される傾向があったように思われる。マスメディアが、逮捕時には報道価値があるとしてその事実を報道したにもかかわらず、例えば微罪処分で終わったことについては報道しないというダブル・スタンダードでよいのかという問題提起は、報道の自由の重要性を踏まえたとしても、なお真剣に受け止める必要があろう。

日本弁護士連合会は「人権と報道に関する宣言」(1987) において、実名報道の原則を止め、匿名報道の範囲を広げていくべきだとアピールし<sup>10</sup>、その12年後の「報道のあり方と犯罪被害の防止・救済に関する決議」(1999) でも、匿名報道とすべき範囲の拡大を求めている<sup>11)</sup>。実名報道にとっての状況はますます厳しくなっていることを、報道現場も十分認識しておくべきように思われる。

#### Ⅲ. 前科の公表

#### ノンフィクション「逆転」事件 1 判決

前科は刑罰を科せられたという犯罪経歴そのものであるから、本来は「公共の利害に関する事実」として報道に値し、その意味でパブリック・レコードに属するものである。それがなぜ名誉・プライヴァシーと同様に人格

権の一内容として保護されるのかについて, 実は明確な決着がついているわけではない。

この問題についてのリーディングケースは、周知のとおり、ノンフィクション「逆転」 事件の最高裁判決(最判平成6年2月8日民集48巻2号149頁)である。同判決の要旨は、次のとおりである。

- (1)「ある者が刑事事件につき被疑者とされ、さらには被告人として公訴を提起されて判決を受け、とりわけ有罪判決を受け、服役したという事実は、その者の名誉あるいは信用に直接にかかわる事項であるから、その者は、みだりに右の前科等にかかわる事実を公表されないことにつき、法的保護に値する利益を有するものというべきである…【中略】・・・・そして、その者が有罪判決を受けた後あるいは服役を終えた後においては、一市民として社会に復帰することが期待されるのであるから、その者は、前科等にかかわる事実の公表によって、新しく形成している社会生活の平穏を害されその更生を妨げられない利益を有するというべきである」。
- (2)「もっとも、ある者の前科等にかかわ る事実は、他面、それが刑事事件ないし刑事 裁判という社会一般の関心あるいは批判の対 象となるべき事項にかかわるものであるか ら,事件それ自体を公表することに歴史的又 は社会的な意義が認められるような場合に は、事件の当事者についても、その実名を明 らかにすることが許されないとはいえない。 また、その者の社会的活動の性質あるいはこ れを通じて社会に及ぼす影響力の程度などの いかんによっては、その社会的活動に対する 批判あるいは評価の一資料として, 右の前科 等にかかわる事実が公表されることを受忍し なければならない場合もあるといわなければ ならない…【中略】…。さらにまた、その者 が選挙によって選出される公職にある者ある いはその候補者など、社会一般の正当な関心 の対象となる公的立場にある人物である場合

<sup>10)</sup> http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/civil\_liberties/year/1987/1987\_1.html,2011 年 7 月 27 日最終閲覧。

<sup>11)</sup> http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/civil\_liberties/year/1999/1999\_3.html, 2011 年 7 月 27 日最終閲覧。

には、その者が公職にあることの適否などの 判断の一資料として右の前科等にかかわる事 実が公表されたときは、これを違法というべ きものではない」。

- (3)「そして、ある者の前科等にかかわる 事実が実名を使用して著作物で公表された場合に、以上の諸点を判断するためには、その 著作物の目的、性格等に照らし、実名を使用 することの意義及び必要性を併せ考えること を要するというべきである」。
- (4)「要するに、前科等にかかわる事実に ついては、これを公表されない利益が法的保 護に値する場合があると同時に、その公表が 許されるべき場合もあるのであって, ある者 の前科等にかかわる事実を実名を使用して著 作物で公表したことが不法行為を構成するか 否かは、その者のその後の生活状況のみなら ず、事件それ自体の歴史的又は社会的な意 義, その当事者の重要性, その者の社会的活 動及びその影響力について、その著作物の目 的、性格等に照らした実名使用の意義及び必 要性をも併せて判断すべきもので、その結 果, 前科等にかかわる事実を公表されない法 的利益が優越するとされる場合には、その公 表によって被った精神的苦痛の賠償を求める ことができるものといわなければならない」。

#### 2 検討

判旨(1)については、プライヴァシーという表現が慎重に避けられている点が注目される。それ故に学説上は、前科の公表によって損なわれる保護法益は、みだりに前科を公表されないことによって更生し社会に復帰するという刑事政策上の利益である<sup>12)</sup>、あるいは更生によって得た現状の社会的評価という実体的な名誉・信用である<sup>13)</sup>との理解も

有力に主張されている。もっとも、後の長良 川リンチ殺人事件判決(最判平成15年3月 14日民集57巻3号229頁) 14) は、本判決 をプライヴァシー権に関する先例として捉え ている。ここでは対立の詳細には立ち入ら ず, 保護法益に対してこのような見解の対立 があること自体, 前科の公表による不利益の 構造を反映したものであることを指摘するに とどめたい。前科の公表は、既に形成された 家庭生活,職業生活等に不利益をもたらす点 で、単なる自己情報コントロール権の侵害と は異なって実体的な損害を発生させるもので あり、そのことを伝統的な不法行為法上のプ ライヴァシーと説明するか, あるいは刑事政 策上の利益と見るかが問題になるのであ る <sup>15)</sup>。

判旨(4)は、前科の公表が許されるか否かの最終的な判断枠組として、利益衡量論を採用しているが、その前提として判旨(1)(2)では、前科が一定の法的保護に値するようになる理由について述べている。報道機関・公衆・被害者三者の視点から見れば、一般に事件や有罪判決から時間が経過するほど報道価値が低くなり、また、当初高かった公衆の関心が次第に減少していく反面、有罪判決を受け刑の執行が終わった者にとっては、時間が経つにつれて更生の機会を得て、新たな生活関係を形成しているという関係にある。こうした「時の経過」論が、本判決では採用されたものと理解されている<sup>16)</sup>。

判旨(2)は、前科の公表について、最初の逮捕時点あるいは有罪判決が出た時点ではなく、前科を公表する時点での歴史的・社会的意義等を考慮しており、さらに判旨(3)は、その著作物の目的・性格等を問題にしている。事件報道に関連して前科を公表する場合には、その時点での報道に値する社会的意義

<sup>12)</sup> 田島泰彦「判批」憲法判例百選 I (第 5 版) 138 頁 (2007)。

<sup>13)</sup> 上村都「前科とプライヴァシー」栗城古稀『日独憲法学の創造力(上巻)』455 頁,474 頁以下参照(信山社,2003)。

<sup>14)</sup> まず右崎正博「判批」前掲注4)100頁参照。

<sup>15)</sup> 阪本昌成『表現権理論』(信山社, 2011) 第3章は、自己情報コントロール権説を批判する立場から、単なる「私生活上の事実の公表」によるプライヴァシー侵害という類型が、表現の自由の保障と鋭い緊張関係に立つことを指摘する。

<sup>16)</sup> 上村・前掲注 13)455 頁, 467 頁参照。

があるのかが問われることになろう。この点 は、最近の東京地判平成21年9月11日判例 集未登載 (平成20年(ワ) 第12675号損害 賠償請求事件)でも確認できる。このケース では、ネットニュースが2007年、マニラ保 険金殺人事件(1986年)により有罪判決を 受け刑の執行が終わった者の前科を実名で取 り上げたことの責任が争われた。東京地裁 は、「逆転」事件判決を引用しながら、「本件 記事の目的, 性格等に照らした実名使用の意 義及び必要性の有無及び程度、上記事実を公 表されない法的利益が本件記事における上記 意義及び必要性に優越するといえるか等」を 検討し、後の時点であえて実名を報道するこ とについての具体的な必要性を, 報道側に要 求している。

# IV. あ件報道に対するデジタル化の影響

#### 1 デジタルデータの特性

記事データベースの普及やインターネット 上での記事の配信は、事件報道との関連で は、どのような事態を生じさせるだろうか。 ここでは思いつくままに、3点挙げてみよう。 ①まず、複写・転載(コピペ)が容易となる ことにより、記事による人格権侵害の被害 が, 急速かつ広汎に拡大する可能性が生じ る。②次に、紙媒体からデジタル媒体への移 行によって、情報の検索も容易になる。記事 データベースのようにそれ自体が検索に耐え る形で製作されている場合はもちろんのこ と,個人や事業者がそれを利用して更に2次 的、3次的なデータベースを作ることもでき る。高度に発達したネット上の検索エンジン を通して、ネット上の情報全てを探し出し結 合して, データベース化することも可能であ る。③最後に、デジタルデータの利用は、少 なくともある一定の年齢層以下の若者にとっ ては、これまでの紙媒体と比べて利用が著し く容易である。そのようにして拡大した利用 者層の中には、情報の発信者としてのトレー ニングを十分に受けていない、リテラシーの 低い表現者も含まれる。

このような①複写・転載の容易性,②検索の容易性,③利用者層の拡大に対して,マスメディアが、専らネガティブな現象として嘆く必要はない。むしろ,従来アクセスされなかった記事が検索で探し出され読まれるようになる等,報道の影響力の増大につながるポジティヴな方向として受け止めるべきであろう。現に,ネット上の表現の相当部分は,マスメディアがネット上で配信した一次情報を子引き,孫引きしたものである。

その一方で、とりわけ匿名の情報発信がネット上では可能であるという事情によって、マスメディアが発信した情報がどのように利用されるか分からないという不安も、根拠のないものではない。逮捕等の報道に接して、直接的には「見ず知らず」の人だからこそ、家族関係やそれまでの経歴を探し出し、勤務先等に通報する等の社会的制裁を加える人々がいたりする、またそうした騒動を見て「他人の不幸で飯がうまい」等といって喜ぶような人々がいたりするということも、ネットの現実の一面である。

## 2 "Web2.0" における地理・空間 の相対化

いま述べたデジタル化の影響とも密接に関連するが、"Web2.0" サービスにおける地理・空間の相対化現象にも、マスメディアとしては注意を払うべきであろう。ソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS) によって、従来は消費者・情報の受け手であった一般の公衆が容易に情報を発信できるようになったが、そうした変化を通じて、インターネット上に現実社会の情報すべてが掲載され、それを誰もが簡単に検索、共有できるという「集合知」の世界が、"Web2.0"の行き着く先である、と指摘されている。

しかし、現実社会の情報すべてがネット上にも載るということは、当然に情報のあり方に本質的な変化をもたらす。第一に、空間の隔たりという前提が消滅する。事件報道についていえば、一定の地理的範囲やコミュニティーを念頭に置いて、「ここで殺人が起きて、犯人がまだ逃げているから気をつけよ

う」という類のローカルな公共性や報道価値 が暗黙裏に前提とされていたはずであるが, そうした前提が崩壊することになる。

このような変化は、時間面でも生じる。事件報道との関連では、先に触れた「逮捕時中心主義」がもはや通用しなくなる。一度ネットに載せられた情報はどこかでキャッシュが残っているかも知れないし、あるいは誰かがコピーして保存し後に関連する事件が起きた場合に再びネット上に掲載される可能性がある。しかもそうした情報は、何度でも複製される可能性がある。

マスメディアの側が特定の地域・特定の時点でニュースバリューがあるから報じた、その後はニュースバリューがないから報道しないという姿勢を取り続けたとしても、遠く離れた地域の人にまで情報が拡散されたり、既に社会的関心が冷めているにもかかわらずネット上に情報が残り続けたりといった事態は既に生じている。現実の報道に際してそうした事態にどの程度配慮すべきなのかといった問いが、今後のマスメディアにとって突きつけられていくであろう。

こうした問題は、独り事件・犯罪報道の分野に限られない。今後はネット上の表現一般に対して、法律論としても報道倫理の問題としても、マスメディアが第一次発信者としても、マスメディアが第一次発信者として責任を負う範囲と一般のユーザのリテラシーで問題との責任分解点を設定する作業が、成られる。当面の事件報道に問題を限定しているば、例えば警察の実名発表が、現状では記者クラブに向かってなされている以上、インターネットにその情報が流れるゲートになっているのは、紛れもなくマスメディアである。この分野でのマスメディアの責任の範囲は、少なくとも倫理的には、相当に広汎なものと考えられる。以下では、こうした問題をより具体的に取り上げてみたい。

### V. 事件報道とインターネット上 での記事配信

#### 1 事件報道のあり方

まず,ひとたび逮捕された,あるいは有罪判決を受けたということが報道されたならば,その情報がインターネット上に残ってしまう。そこで,「"Web2.0"時代にはもはや犯罪者や逮捕された者には更生の機会・利益は観念できないのだ,全部丸裸でよいのだ」と考えるのは,もちろん不当である。それでは,マスメディアには,報道に際していかなる配慮が求められるのか。

一つの方向性は、こうした状況を考慮して、今後は事件報道の内容を狭めるというものである。事件報道の公共性という出発点から考えても、容疑者の属性や事件の重要性等によっては、匿名報道に踏み切る必要があるのではないか。あるいは、最初の逮捕時の報道には社会的関心が高いが、その後は急速に関心が冷めて注目されない事件についても、マスメディアとして丁寧な後追い取材・報道をするべきだという社会的・倫理的要請は、今後高まるであろう<sup>17)</sup>。

また、事件報道に再発防止機能等もあることからすれば、逮捕時の報道のあり方は諸々の要素を考慮しながら決められるべきであるが、刑事裁判の迅速化に加えて、逮捕時点での社会の受け止め方が変化してくるとなると、報道の時間的力点を「逮捕時中心主義」から起訴時・判決時へと後ろへずらしていくことが望ましい。既に裁判員制度によってこれまで以上に慎重な事件報道が求められているが(前掲注7参照)、IVで触れたデジタル化の影響を踏まえれば、逮捕時の犯人視報道が許されないのは当然として、公衆にそのように受け止められないように報道を工夫することが、今後ますます求められる。

<sup>17)</sup> なお韓永學『報道被害と反論権』113 頁以下(明石書店,2005)によると、韓国では反論権制度の一環として、追後報道請求権が法定されているとのことである。

#### 2 ネット上での記事配信

次に、マスメディアが新聞・テレビで報道した記事をそのままインターネット上に配信することは、速報の一種であり従来の報道と一体的なものとして取り扱うべきである。しかしそうだとすれば、一定の期間(記事・媒体の性格、事件の展開等により、1日から1週間といった幅があり得る)の後、ネット上週間といった幅があり得る)の後、ネット上からは消去するという扱いがふさわしいであろう。逆に、ネット上の記事の配信を従来の報道とは異なるものと考えるならば、その扱いはVIで述べる記事データベースに接近していくことになる。

この点で、東京地判平成18年4月28日判 タ 1236 号 262 頁は、名誉毀損の損害額の算 定について、前者の考え方を採用している。 このケースは、父親に対する傷害の容疑で逮 捕された者を、殺人の疑いで逮捕されたとい う誤った字幕スーパー付きで放送し、1日間 同内容の記事をネット上に掲載した, という ものである。東京地裁は、「本件インター ネット記事は、同日午前1時54分から24時 間にわたって、被告が運営し、広く不特定多 数人が閲覧できるホームページ上に掲示され たものであり…【中略】…本件インターネッ ト記事は、検索サイトなどを通じてアクセス することが可能であったことが認められるこ とからすれば、本件インターネット記事によ る原告の社会的評価の低下の程度も、小さい ものではない」として、検索サイトを通じて 記事にアクセス可能であった点を重視してい る。他方、「本件報道は、ほぼ同一の字幕スー パー、画像及びニュース原稿により構成され ていること,本件各放送は,複数回にわたる が、すべて同じ日の深夜から午前中にかけて 報道され,本件インターネット記事の掲示 も、24時間に限定してなされたものであっ て、長期間にわたってなされたものとまでは いえないことに照らせば、本件各放送及び本 件インターネット記事による名誉毀損によっ

て生じた損害については、これらを一連の報道として損害を算定するのが相当であり、これを構成する個々の放送・配信や掲示毎の損害額を積算して算定することには合理性はない。」として、放送とネット上の記事配信を一体のものとして捉えている。

この判決の立場を前提とすれば、従来の報道と一体のものとしてネットで記事を配信し早期に消去する限り、配信期間中の人格権侵害の責任はメディアに帰属する一方で、その期間後に複製された記事がネット上で用いられたという場合には当該ユーザが責任をうるっただしIでも触れたとおり、一般の人々に共有されるよう、「つぶやく」がタン等を付けてネット上で記事を配信している場合には、その結果としてニュースが爆発的に拡散していく可能性があることには、マスメディア側として注意する必要がある。

以上の問題とは別に、見出し(ヘッドライ ン) による名誉毀損の問題についても、新た な配慮が必要になる。これまで裁判例は,新 聞や雑誌の見出しについても, それ単独では なく, 本文記事と一体のものとして名誉毀損 の成否を考えるべきであるという立場を採っ ており(東京地判平成19年12月5日判時 2003 号 62 頁, 東京地判平成 21 年 4 月 15 日 判タ1303号180頁)、さらに本文記事の内容 についてある程度言葉を省略したり、刺激 的・誇張的表現を用いたりすることも許され る、としてきた(東京高判平成21年7月15 日判時 2057 号 21 頁)。こうした判断は、「一 般読者の普通の注意と読み方」(最判昭和31 年7月20日民集10巻8号1059頁)を基準 として社会的評価の低下の有無を判断すると いう従来の考え方に基づくものである。しか し今後は,携帯電話やスマートフォンでヘッ ドラインしか閲覧せず、本文記事までは読ま ないという読者が増えるかもしれない。そう であればこそ見出しの創作性がますます重視 されるのであるが 18)、その反面で本文記事 を合わせて読めば名誉毀損にならないはずの

<sup>18)</sup> 知財高判平成17年10月6日TKC28102000は、新聞社がウェブサイトに掲載した記事見出しについて、「報道機関としての一連の活動が結実したもの」であり著作権法による保護の対象とまでは認められないものの、不

ヘッドラインについて,独立に名誉毀損が成立するというおそれもある。

このように見てくると、従来許されていた 扱いが今後も許されるとは限らず、常に慎重 さが求められる、といえよう。とりわけ限ら れた公共性しかもたない軽微な事件の報道に ついては、本文記事では実名報道していたと しても、その記事をネット上で配信する際に は匿名化措置を行うとか、そもそもネット上 では同記事を配信しないということも、選択 肢であるはずである。

# VI. ス

#### 1 記事データベースの性格

以上は、従来の報道と一体化したインターネット上での記事配信の問題であった。最後に、記事データベースの問題について考えてみたい $^{19}$ 。

まず、記事データベースの性格をどのように考えるべきか、具体的には過去の記事データが新聞の縮刷版のような形で収録される場合と異なるのか、といった問題がある。この点は、事実上の利用者が新聞記者や研究者等の専門家に限られていた当初の CD-ROM での提供とは異なり、現在では DVD やオンラインで記事データが提供され、網羅的な検索ができる等の利便性が飛躍的に向上した結果、誰もがデータベースを利用可能な時代になったこととも、踏まえて考える必要があろう。

日本新聞協会の「『個人情報保護基本法制 に関する大綱案 (素案)』に対する緊急声明」 (2000年9月26日)<sup>20)</sup>は、「報道目的の個 人情報に記事データベースなどは当然含まれ ると考える。記事データベースは、過去の新聞記事を検索しやすい形で保存・蓄積し、利用者に提供するという公共的な性格を持ち、利用者も、新聞報道の記録として参照している。従って、記事データベースは報道結果の蓄積であり、新聞記事やその縮刷版と同様、報道そのものである。」との立場を採っている。同様の立場は、個人情報保護法の適用除外規定である「報道の用に供する目的」(50条1項1号)の解釈論としても、肯定されているところである<sup>21)</sup>。

しかし、真の問題は、記事データベースが いかなる意味で「報道」なのかという点にあ る。著作物の性格に応じて実名公表の意義を 検討するという「逆転」事件判決の立場によ れば、過去の報道の記録(アーカイブ)の側 面と現時点での報道の側面のいずれを重視す るのかが問題となる。一方でデータベース は、前記のとおり縮刷版と同様の性格をも ち、報道時点での「真実」は何であったかを 後世に正しく伝える歴史的資料として, そう 安直に改変すべきものではない。しかし、い かに過去の時点でデータベースとして整備し たとしても,現在の時点で検索・閲覧に供し ている以上, 現時点での情報発信という性格 も併有している。過去の報道の記録だから. その時点での「真実」を掲載すれば足り、そ の後の「真実」が歴史の中で変化していった としても, データベース上では一切放置して おいても構わない、とは即断できないはずで ある。この点では、歴史的事件に関する実名 の公表に対して, とりわけ単行本としての性 格に着目して, 慎重な配慮が求められた南京 事件・京都師団関係資料集事件(東京高判平 成10年12月22日判時1706号22頁)も、あ る程度参考になるように思われる<sup>22)</sup>。

次に、報道の時点では「真実」であったが、

法行為法上の法的に保護された利益たりうるとしている。まず前田哲男「判批」著作権判例百選(第4版)10頁 参照(2009)。

<sup>19)</sup> 以下の論点については、梅田康宏「NHKの『外部提供用データベース人格権等保護規程』」コピライト 2009 年 8 月号 19 頁が詳細な検討を行っている。赤尾光史「新聞社のデータベース・サービスと法的問題」青山学院大学法学部編『メディア文化と法』 380 頁、395 頁以下(青山学院大学法学部、1995)も参照。

<sup>20)</sup> http://www.pressnet.or.jp/statement/privacy/000926\_85.html, 2011年7月27日最終閲覧。

<sup>21)</sup> 宇賀克也『個人情報保護法の逐条解説 (第3版)』198頁 (有斐閣, 2009)。

<sup>22)</sup> 和田真一「判批」前掲注 4)158 頁参照。

現在はそうではないという事実をデータベー スに掲載した場合の被害者の救済方法も、今 後は大きな問題になろう。横浜地判平成7年 7月10日判タ885号124頁は、外国の工作 員の指示によって, 国内で各種の情報収集活 動をしていたとの新聞記事について、真実と 信じるについて相当の理由がないとされた ケースである。原告側は、図書館所蔵のマイ クロフィルム化された記事に訂正条項を載せ る,新聞の記事データベースを改訂すると いった救済を求めた。これに対して横浜地裁 は、「当該図書館に対して付箋を送付したと しても、その付箋の貼付を実現するについて は, 各図書館の任意の履行に期待するほかは なく、送付を受けた各図書館においてどのよ うな対応を取るのかが不確定である以上,こ のような方法はその実効性に疑問がある」と し、またデータベースへの付記も「本件事案 の内容, 原告の社会的評価の低下の程度等の 事情に鑑みれば、金銭賠償に加えて、前記付 記をさせるまでの必要を認めることはできな い」として、損害賠償で救済は十分であると の立場を採った。しかし、これは一般論とい うよりも事例判断と見るべきであって、その 記事の社会的影響や, 記事データベースの位 置づけや機能が高まれば、将来的には、記事 の削除や付記が求められる可能性も否定でき ないように思われる。

## 2 事件報道のデータベース上での 取り扱い

次に、事件報道、例えば逮捕を報道した後に裁判で無罪となったり、不起訴処分等になったりした場合の記事の扱いはどうだろうか。データベースを提供する各社の対応は、①無罪判決が出た場合、「続報注意」というタグをつける、②逮捕時に遡って匿名の扱いとする、③削除要請があればそれに応じる(オプトアウト)、④報道から一定の時間を経過した段階で自動的に削除する等、統一されていないのが現状である。

そこで、マスメディアとして事件報道を データベース上でどのように扱うべきなの か、改めて考えてみたい。

- (1) まず、報道の当初より誤報・虚報であったが、その時点で気づかなかった記事については、そもそも訂正報道の対象であるから、データベース上でも何らかの訂正がなされるべきであろう。
- (2) 次に、検挙・逮捕後に無罪判決が出た、 あるいは不起訴処分・起訴猶予処分となった 場合の処理はどうか。もし当該事件について 後追い報道がなされているのであれば、記事 データに「続報注意」を付記するという扱い が適切であり、現にそうした扱いを行ってい るデータベースも見られる。これに対して後 追い報道をしていない場合では、事件の性 質, 記事の地理的要素, さらに容疑者が公人 か私人かといった人的要素等を勘案して, データベース収録時に匿名化しておくか、そ もそも掲載しないという選択肢を採るべきで はなかろうか。また、後に無罪判決が出たよ うな場合にそのことを報道していなかったと しても, データベースとして体系的に情報を 提供している限りは、「無罪判決があった」 ことを追記することも検討に値しよう。これ に対して不起訴処分等の場合には, データ ベースへ収録する時点では、再犯の可能性を 含めてなお事態は流動的であろうし、また逮 捕されたという事実自体に社会的関心が持続 する場合も想定される。そうだとすれば、や はり事件の性格等から社会的関心の消滅をあ る程度抽象的な形で測って,一定の期間(1 年や5年等)経過後にはこの種の記事は自動 的に削除していくといった処理が妥当なので はないか。
- (3) 有罪判決・刑の執行終了後に,事件・犯罪に関する記事をどのようにデータベース上で扱うかといった問題は,Ⅲで述べた前科の公表に類似するものであり,現時点で,過去の前科を発信する社会的意義があるか否かポイントになる。しかし,データベースには特定の報道との具体的関連性がそもそも存在しないことからすれば,一定の時の経過により匿名化していくかデータベースから削除していくという扱いが,やはり合理的であろう。犯罪の性質によってはその社会的重要性や再犯率の高さ等を考慮して,匿名化・削除までの期間を長めに見積もる等の複雑な処理

が必要になることも考えられるが、データベースの提供によって収益を上げている以上、その分一定のコストを投じて、こうしたデータベースの管理を行うことも、今後は求められるのではなかろうか。

\* 本稿は、マスコミ倫理懇談会全国協議会「メディアと法」研究会での報告(2010年11月30日)に多少の加筆を加えたものである。メディアの一線で活躍するメンバーが主体の研究会という性格上、細かい解釈論や外国法に立ち入った報告ではなかったが、これもまた情報法という特定の分野における理論と実務を架橋する試みの一つと見ることもできようから、あえて本誌に寄稿させていただいた次第である。

なお脱稿後の2011年6月15日,東京地裁は,新聞社が,「ロス疑惑」の元容疑者の死亡を伝える記事と併せて,同氏が逮捕時に手錠をはめられて連行される姿の写真を,ポータルサイト上で配信したことについて,サイト運営者にも人格権侵害の責任を認めた(平成22年(ワ)第5613号損害賠償請求事件)。本稿の主題との関連でも興味深い判決であるが,検討は今後の課題としたい。

(ししど・じょうじ)